

# ○総社市議会基本条例

平成25年6月19日

条例第33号

改正 平成26年9月19日条例第31号

改正 令和元年9月20日条例第41号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第3章 議会と市長等の関係（第7条－第12条）

第4章 委員会の活動（第13条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条－第16条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条－第20条）

第7章 条例の検証及び見直し手続（第21条）

### 附則

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は合議制の議事機関として、市長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して、市民の意思を市政に反映させるという役割及び責任を担っており、議会は、市政の監視及び評価並びに立法機能を十分発揮しながら、市民福祉の向上及び地方自治の本旨の実現を図る責務を負っている。

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の権限は拡大し、自治体自らの責任において決定する事務が増加する中で、議会の担うべき役割及び責任も大きくなっており、これまで以上に市政の監視及び評価並びに立法機能の強化が求められている。

また、積極的に情報を公開し、より一層市民に開かれた議会を実現するとともに、市民との対話を通じて市政の課題に対する多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上に努めていく必要がある。

よって、議会は、市民の参加及び開かれた議会を推進するとともに、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、市民福祉の向上のために全力を挙げて市民の負託に応えることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### ◆解説◆

この条例は、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」に基づき、議会と議員の活

動に係る基本的事項を明文化することにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として制定することを規定しています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

◆解説◆

①この条例が議会の最高規範であり、議会に関する条例や規則等を制定するときは、この条例と整合を図らなければならないと規定しています。

②この条例が議会の最高規範であり、また、議会と議員の活動に係る基本的事項を定めていることから、各議員がこの条例の理念を認識するよう、議員の任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならないと規定しています。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政運営が適正に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、議会の政策提言及び政策立案に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (4) 把握した市民の多様な意見をもとに、政策提言及び政策立案の強化に努めること。
- (5) 市民に対して、議会の議決又は運営について、その経緯及び理由等の説明責任を果たすこと。
- (6) 議会に対する市民の関心が高まるように、分かりやすい方法等で議会運営を行うこと。

◆解説◆

議会は、市民によって直接選挙された議員で構成する議事機関として、条例や予算など、市政運営の基本的事項を議決するとともに、市政運営を監視し、把握した市民の多様な意見・要望を市政運営に反映させる責務があります。

そのため、本条では、市民を代表する議事機関として、身近で開かれた議会を実現していくために必要な6つの活動原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上のため活動すること。

◆解説◆

- ①議員は、市民によって直接選挙された市民の代表として、市政運営の課題に対する市民の意見・要望を的確に把握するとともに、地域主権の進展に伴い高度・専門化する市政運営を監視するため、議員が自己研さんに努めていくことを規定しています。
- ②議員は、議事機関である議会の構成員として、一部の団体や地域の代表にとどまることなく、市民全体の福祉の向上のために活動することを規定しています。

## 第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し、議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての委員会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策提言及び政策立案に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民等による政策提言と位置付け、その審議等において、請願者、陳情者その他関係者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、積極的に市民への報告及び市民との意見交換を行う場を設け、広く市民の意見を聴取するとともに、当該意見を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 6 議会は、広く市民に対し本会議及び委員会の傍聴を呼びかけ、並びに市内の小中学校、中学校、高等学校に対し議事堂等の見学を呼びかけるものとする。

◆解説◆

- ①議会活動の情報を公開することによって市民との情報の共有を推進するとともに、審議等における論点や争点の説明責任を果たしていくことを規定しています。
- ②本会議、すべての委員会を原則公開することを規定しています。なお、秘密会や本会議の運営等を調査するための議会運営委員会は非公開とします。
- ③公聴会制度や参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策提言や政策立案に反映させるよう努めることを規定しています。市民等とは、市外の人を含みます。
- ④請願と陳情を市民等の政策提言と捉え、参考人制度を活用して、本会議での審議や委員会での審査で請願者や陳情者（請願者・陳情者が法人の場合は、代表者以外の者でも可）の意見を聴く機会を設けることを規定しています。

⑤議会への市民参加の促進と市民との連携を深めるために、意見交換の場を設け、市民の意見を聴取し、そこで得た市民の意見・要望を市政運営に反映させるよう努めることを規定しています。

⑥議会広報活動等により市民に本会議や委員会の傍聴を呼びかけるとともに、議会への関心・理解を深めてもらえるよう、市内の小学生・中学生・高校生に議事堂等の見学を呼びかけることを規定しています。

#### (議会広報の充実)

第6条 議会は、議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための議会広報活動の充実強化を図るものとする。

#### ◆解説◆

議会ホームページの開設や本会議のインターネット中継に取り組んできましたが、さらに議会と市政への市民の関心が高まるように、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、議会広報活動の充実強化に取り組んでいくことを規定しています。

### 第3章 議会と市長等の関係

#### (議会と市長等との関係)

第7条 議会の審議等において、議員と市長その他執行機関（以下「市長等」という。）は、緊張関係を保持するものとする。

- 2 議会的一般質問は、市民に分かりやすく、かつ、論点及び争点を明確にするため、対面式一問一答方式で行うものとする。
- 3 市長等は、議員の質問等に対して質問の趣旨を問うことができる。

#### ◆解説◆

①本会議での審議や委員会での審査において、議員や委員と市長等とが緊張関係を保持するよう規定しています。

②本会議での一般質問について、議員と市長等が対面して、一問一答方式により行うことを規定したものです。このことにより、一般質問の内容が市民の方に分かりやすくなるとともに、一般質問の論点や争点が明確になります。なお、議案に対する質疑は、議員と市長等が対面して行いますが、質問方式は一括質問一括答弁方式とし、質問の回数は3回までとします。

③反問権に関する規定です。市長等は、議員や委員の質問の趣旨が分からない場合等に、質問の趣旨を問うことができるよう規定したもので、反論権については認めていません。なお、本会議での議案等に対する質疑の回数は3回までですが、反問に対する議員の答弁は、質疑の回数に含めないものとします。

(政策等の形成過程の説明資料の提出)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項の説明資料を提出し、それに基づき説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

◆解説◆

市長等が重要な政策等を新たに行おうとするときは、常任委員会の所管事務調査を行うこととし、7つの事項を示す資料により説明を行うよう規定しています。このことにより、政策等を必要とする背景から将来にわたる効果や費用までの説明を求めることで、審議の論点が明確になり、政策等の必要性の有無の判断や公平性・透明性の確保が図られます。

(予算及び決算における説明資料の提出)

第9条 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を提出するよう求めるものとする。

◆解説◆

予算及び決算の審議等をより詳細に行うため、当初予算、補正予算及び決算の議案の資料として、事業別調書の提出を求めるよう規定しています。これにより、従前の費目別の審議等に加え、事業別の審議等を行うことができるようになり、今まで以上に詳細に予算及び決算の審議等を行うことができます。

(議会が求める報告及び資料の要求)

第10条 議会は、市長等に対し、基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況について報告を求めるものとする。

2 議会は、市長等に対し、資料の提出を求めることができる。

◆解説◆

①常任委員会の所管事務調査において、市長等に対し長期的で重要な各種計画の策定状況の報

告を求めるよう規定したものです。市政は各種計画に基づいて行われるものであり、各種計画の策定段階で常任委員会が所管事務調査を行うことにより、市民の意見・要望を各種計画に反映させることができます。

②常任委員会の所管事務調査や議員個人の議会活動等で資料が必要となった場合は、議長を通じて市長等に資料の提出を求めることができるよう規定したものです。議会の資料要求権は、法第98条第1項（検査権）及び法第100条第1項（100条調査権）だけにしか認められていないため、法的拘束力はありません。

（地方自治法第96条第2項の議決事件）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

◆解説◆

法第96条第1項に議会の議決が必要なもの（議決事件）が規定されていますが、同条第2項で、これら以外のものについて、条例で規定すれば追加することができるかと規定されています。総社市議会では「議会の議決すべき事件に関する条例」で今後10年間の市政運営の方針を定める「基本構想」や今後の都市計画の方針を定める「都市計画マスタープラン」を議決事件に追加しています。

（適正な議会費の確立）

第12条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

◆解説◆

予算の編成権、提案権は市長にのみ認められた権限ですが、二元代表制の一つの機関として適正な活動を行うための経費を確立するため、必要に応じて、議会運営委員会で議会費に関する予算要望書を作成し、議長を通じて市長に提出することができるよう規定したものです。なお、予算の編成権、提案権は市長にのみ認められた権限であるため、法的拘束力はありません。

## 第4章 委員会の活動

（委員会の適切な運営）

第13条 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を行い、政策提言及び政



策立案を積極的に行うものとする。

◆解説◆

- ①委員会の持つ専門性や特性を活かして、市政の課題に迅速かつ的確に対応する運営に努めることを規定しています。
- ②委員会の運営は、市長等への質疑応答に終始することなく、委員間の自由討議を中心とした運営に努めることを規定しています。
- ③委員会は、委員の提案や把握した市民の意見をもとに所管事務調査を行い、政策提言や政策立案を積極的に行うことを規定しています。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

◆解説◆

- ①議員の政策提言と政策立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。
- ②多岐にわたる市政の課題に対応するため、各分野から専門的知識を取り入れるための研修の開催などに努めていくことを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

◆解説◆

議会の政策提言と政策立案を補助する議会事務局の体制整備の充実に努めることを規定しています。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

◆解説◆

議員の政策提言と政策立案能力の向上のため、関連図書の充実に努めることを規定しています。

## 第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第17条 議員の政治倫理は、総社市議会議員政治倫理条例（平成26年総社市条例第31号）の定めるところによる。

#### ◆解説◆

① 議員の政治倫理については、総社市議会議員政治倫理条例に定めることを規定しています。

### (議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。ただし、議員定数の改正を行うまでの間は、法第91条第7項の告示による。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

#### ◆解説◆

① 議員定数は条例で定めることになっています。現在の議員定数は22人です。

② 議員定数は、行財政改革や他市との比較だけでなく、本市の抱える課題や人口などの将来展望を考慮するとともに、参考人制度や専門的知見の活用も視野に入れて、総合的に検討していくことを規定しています。

### (議員報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

#### ◆解説◆

① 議員報酬は、総社市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。

② 議員報酬は、行財政改革や他市との比較だけでなく、本市の抱える課題や人口などの将来展望を考慮するとともに、参考人制度や専門的知見の活用も視野に入れて、総合的に検討していくことを規定しています。なお、議員報酬は、総社市特別職報酬等審議会（市内の公共的団体等の代表者その他住民が委員）の審議を経て決められます。



(政務活動費)

第20条 政務活動費は、別に定める条例に基づき、適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書は、積極的に公表しなければならない。

◆解説◆

①総社市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、適正に執行しなければならないことを規定しています。

②政務活動費の収支報告書をホームページ等で積極的に公表しなければならないことを規定しています。なお、領収書については、個人情報が含まれている場合もあることから、総社市情報公開条例により、公開します。

第7章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

◆解説◆

①この条例の検証について規定しています。原則2年に1度、議会運営委員会で検証します。

②検証の結果を受け、必要があるときは、この条例も含めて、議会関係条例・規則等の改正を行うことを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、平成26年9月19日から施行する。

この条例は、令和元年9月20日から施行する。